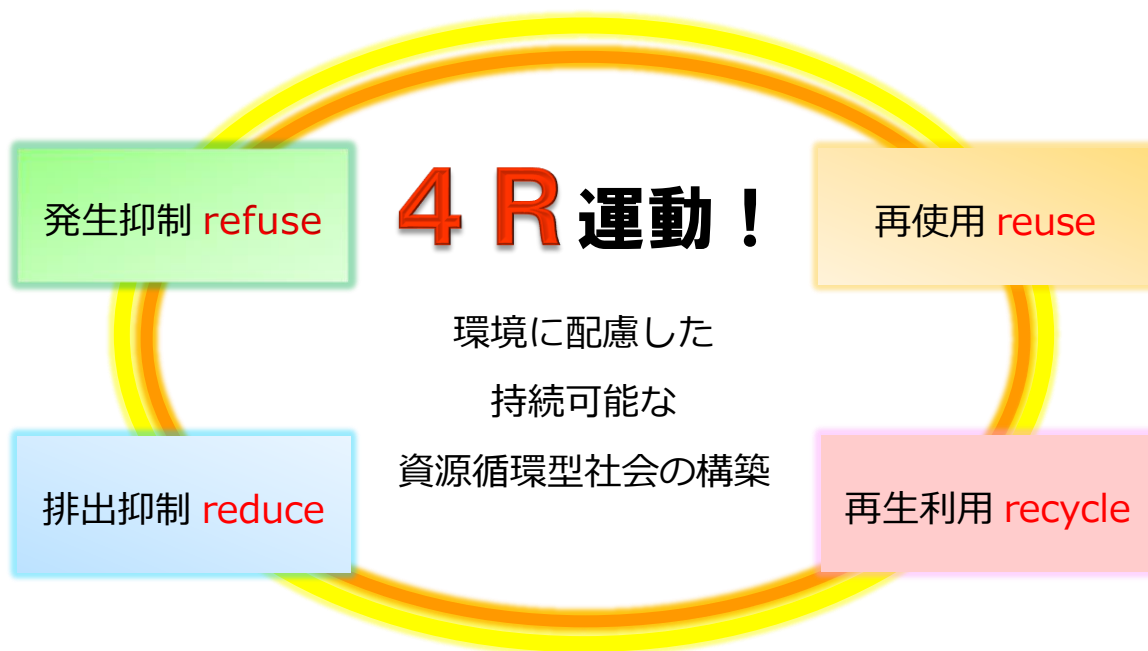


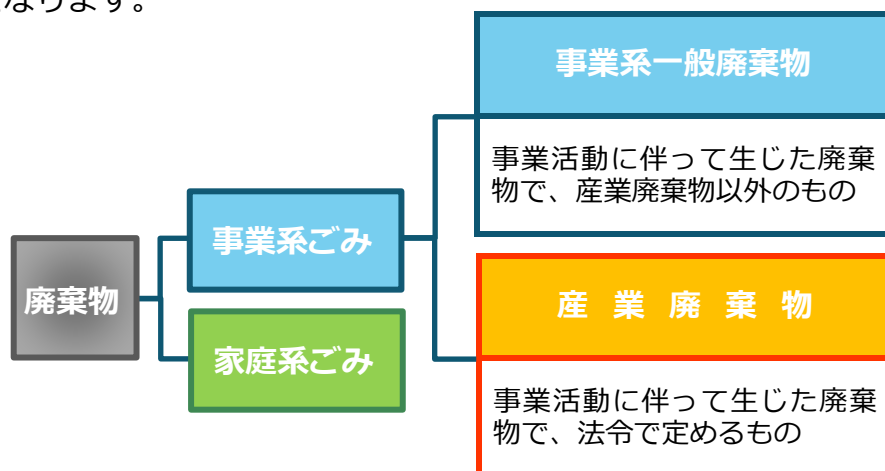
事業系ごみの 分け方・出し方

事業系ごみの適正な分別を徹底して、ごみの減量化を！



事業系ごみとは？

店舗・会社・工場・事務所・学校・官公署など、事業活動から出るごみは、すべて事業系ごみです。個人営業や農業などの小規模事業者のごみも、事業系ごみとなります。



事業系ごみの種類

事業系ごみは、事業系一般廃棄物と産業廃棄物の２種類に分けられ、それぞれの処理施設で適正に処理しなければならないことが「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という）に定められています。

詳しい品目については、P5～P8の表を参照してください。

事業者の責務とは？

廃棄物処理法第3条には、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理※しなければならない。」と事業者の責務が明確に示されています。

※処理とは、①自ら市町の処理施設へ持ち込む②許可業者に収集運搬を委託
③自家処理 のいずれかのことを表します。

ごみステーションに、事業系ごみは出せません！

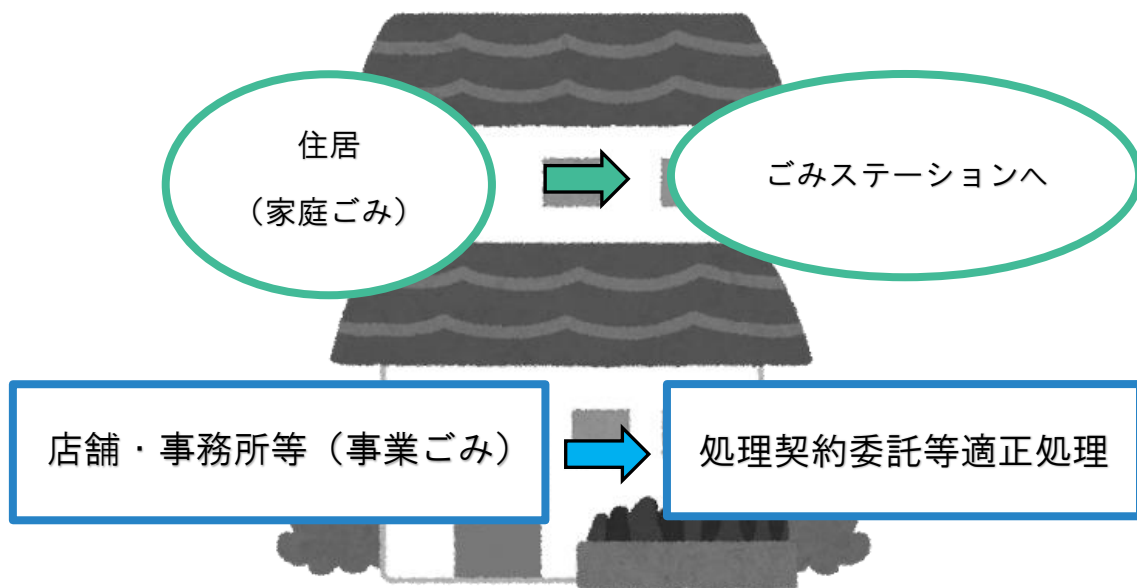
事業系ごみをごみステーションに出す行為は量の多少に関係なく**不適正排出**と見なされます。

※廃棄物処理法に違反する行為であり、
悪質な場合は処罰されます。



店舗兼住居の建物の場合はごみを別々に処理してください

店舗・事務所等と住居が同一建物であっても、各々分別し、適正に処理してください。



事業系ごみの処理方法は、法律によって決められています

事業系ごみの処理に当たっては、自己処理するか、県や市から許可を受けた業者に委託して処理する必要があります。

許可には、一般廃棄物と産業廃棄物に関するものがそれぞれにありますので、委託する場合には注意が必要です。

なお、許可を持たない不用品回収業者等に回収を依頼することはトラブルになる場合もあるため注意が必要です。

処理手数料について

高梁地域事務組合クリーンセンター・リサイクルプラザの処理手数料は以下の表のとおりです。

区分	搬入先	搬入量 (10kg 未満は切り捨て)	処理手数料
事業系一般廃棄物	クリーンセンター	～40kg	360 円
	リサイクルプラザ	50kg～	90 円/10kg
あわせ産業廃棄物	クリーンセンター	～40kg	520 円
		50kg～	130 円/10kg

あわせ産業廃棄物

あわせ産業廃棄物は、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物です。（廃棄物処理法第 11 条第 2 項、高梁市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 13 条）

クリーンセンターからのお願い

- ① 畳の搬入は **1 日 10 枚**までとしてください。
- ② 刈草等の搬入は **1 日 2 車（2 トン程度）**までとしてください。
- ③ 剪定した枝、木、竹等は**長さ 1 m・直径 1 0 c m**を超えるものは**搬入できません**。
- ④ **建具**（戸、ふすま、障子）等は、建築廃材のため**搬入できません**。
- ⑤ 事業所から出される「**蛍光管**」は産業廃棄物のため**搬入できません**。
- ⑥ 事業所から出される廃プラスチック類を含む混合廃棄物（小型家電製品、自転車等）は産業廃棄物のため**搬入できません**。
- ⑦ 動物の死体は**体長 60cm・体重 25kg**を超えるものは**搬入できません**。

産業廃棄物及び事業系一般廃棄物の分類表(事業所用)

区分	対象物の例	主な排出事業者	一廃	産廃	組合 受入
①燃え殻	木炭、重油、石炭がらなどの燃焼物の焼却灰、炉清掃排出物（すす）等	全事業所（浴場、焼肉店、事務所等）		●	×
	産業廃棄物の木くずやカンナくず等を焼却した際の燃えがら、灰	建設業、製材業、木製品製造業等		●	×
	紙くずを焼却した際の燃えがら、灰	全事業所	●		○
②汚泥 ※あわせ産廃（食品製造に限る）	工場廃水処理や各種製造工程で生ずる泥状物、道路側溝の泥状物、乾電池等の混合廃棄物	全事業所（工場、飲食店、旅館、県、市等）		●	×
	食品製造で生ずる泥状物	食品製造業		●	○
③廃油	エンジン油などの鉱物性油、天ぷら油などの動植物性油、溶剤等	全事業所（ガソリンスタンド、飲食店、塗装業等）		●	×
④廃酸	酸性の廃液を含むもので、写真定着液、アルコール発酵廃液等	全事業所（写真現像所、食品製造業等）		●	×
⑤廃アルカリ	アルカリ性の廃液を含むもので、写真現像液、自動車用不凍液等	全事業所		●	×
⑥廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成ゴムくず等合成高分子化合物を含むもので、タイヤ、塗料かす、ビニール袋、農業用ビニール、発泡包装材、発泡トレイ等	全事業所		●	×
	飲食店等で客に提供したプラ容器、業務用のペットボトル等	飲食店、スーパー、百貨店、パチンコ店等		●	×
	従業員等の個人消費に伴って生ずる弁当がら等のプラ製容器包装、プラ製品、ビニール袋、発泡包装材、発泡トレイ、ペットボトル等 	会社事務所等	●		○

区分	対象物の例	主な排出事業者	一廃	産廃	組合 受入
⑦紙くず 【業種指定】 ※あわせ産廃	包装材、ダンボール、壁紙等	建設業（工作物の新築、改築、除去に伴うもの）		●	×
	パルプ、紙、紙加工品、板紙、書籍等	パルプ・紙又は紙加工品の製造業、出版業（印刷出版を行うものに限る）、製本業及び印刷物加工業等		●	○
	雑誌、新聞紙、事務用品、カタログ、梱包紙、ダンボール 	会社事務所、スーパーマーケット、飲食店等	●		○
⑧木くず 【業種指定】 ※あわせ産廃	型枠、足場材、建具・ふすま・障子等、工事の残材、伐採材、木造解体材等	建設業（工作物の新築、改築、除去に伴って生じたものに限る）		●	×
	残材、チップ、おがくず等	製材業、木製品製造業（家具の製造業含む）、パルプ製造業及び輸入木材の卸売業等		●	×
	木製机、テーブル、椅子、梱包材、板きれ、看板等 	会社事務所、飲食店、看板店等	●		○
		物品賃貸業に係る廃木製品		●	×
	木製電柱、木製電線ドラム等	電気工事業		●	×
	測量杭・測量ポール	測量業	●		○
	街路樹せん定木、庭木せん定木、刈草（1日2車まで） 	造園業、園芸サービス業、農業	●		○
	河川・道路管理等に伴う流木、木くず	国・県・市等管理者	●		○
	木製とプラの椅子等一体物	全事業所		●	×
⑨繊維くず 【業種指定】 ※あわせ産廃	廃ウエス、縄、ロープ類、畳等の天然繊維	建設業（工作物の新築、改築、除去に伴って生じたものに限る）		●	×
	綿くず、糸くず、羊毛くず等の天然繊維 	繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く）		●	○
	繊維くず	繊維製品製造業（衣類その他）	●		○
	布製の衣類、布団、座布団等 	百貨店、スーパーマーケット、寝具店等	●		○

区分	対象物の例	主な排出事業者	一廃	産廃	組合 受入
⑩動植物性残さ 【業種指定】 ※あわせ産廃	魚・獣の骨、内蔵のあら、野菜くず、酒かす、麺くず、ハムくず、パンくず等 ※原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物 	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業		●	○
		卸売市場、飲食店、スーパーマーケット、精肉店、小売店、ホテル等	●		○
	賞味期限切れの製品くず	同上	●		○
⑪動物系固形不要物 【業種指定】	家畜の解体等により生ずる骨等の固形物の不要品	と畜場、食鳥処理場		●	×
	食肉の骨等の残さ	精肉店、飲食店、ホテル等	●		○
⑫ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくずであって、天然ゴム製手袋、天然ゴム製器具等 ※自動車の廃タイヤは合成ゴムのため、廃プラスチック類に分類される	全事業所		●	×
⑬金属くず ※あわせ産廃	鉄、ブリキ、トタン、銅線、番線、ボルト、金属なべ、金属缶等（少量であれば可） 	全事業所		●	○
	従業員等の個人消費に伴って生ずる飲料缶等の金属容器、金属製品等 	会社事務所等	●		○
⑭ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず ※あわせ産廃（コンクリートくずは除く）	ガラス、陶磁器 	全事業所		●	○
	ガラス繊維、モルタル、タイル、瓦、石膏ボード、蛍光管等	全事業所		●	×
	従業員等の個人消費に伴って生ずるガラスびん	会社事務所等	●		○
⑮鉾さい	高炉、転炉、電気炉等の残さ、不良鉾石、不良石炭、粉炭かす等	高炉による製鉄業、製鋼・製鋼圧延業等		●	×
⑯がれき類	工作物の除去に伴い生じるものでコンクリートの破片、レンガの破片等 ※工作物の新築、改築又は除却に伴って生じたもの	全事業所		●	×
⑰動物のふん尿 【業種指定】	牛、馬、豚、鶏、ウサギ等及び毛皮獣等のふん尿（畜産農業に係るものに限る）	酪農業、肉用牛生産業、養豚業、養鶏業等		●	×
	ペットのふん尿	ペットショップ、犬猫病院等	●		○

区分	対象物の例	主な排出事業者	一廃	産廃	組合 受入
⑱動物の死体 【業種指定】	牛、馬、豚、鶏、ウサギ等及び毛皮獣等の死体	酪農業、肉用牛生産業、養豚業、養鶏業等		●	×
	小動物、猿・イノシシ（25kg 以下）等の動物の死体	県・市、犬猫病院等	●		○
⑲ばいじん	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設等で発生し、集じん施設で集められたもの	ばい煙発生施設		●	×
⑳産業廃棄物を処分するために処理したもので、以上の廃棄物に該当しないもの	汚泥のコンクリート固化物、焼却灰の溶融固化物等	廃棄物処理施設等		●	×